

# 役員報酬規程

平成19年 6月 8日 制定  
平成20年 5月13日 改訂

(社) コンピュータソフトウェア協会

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人コンピュータソフトウェア協会(以下「本協会」という。)定款第16条の規定に基づき、常勤役員(職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週につき3日以上勤務する役員。以下「役員」という。)の報酬の支給について定める事を目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬は、本協会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬額の決定及び見直し)

第3条 役員報酬は、総務委員会(会長、副会長で構成)において協議し、会長が決定する。

2 報酬額は役員本人の業績及び本協会の財務状況を鑑み、年1回総務委員会で見直しを行う。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、本俸及び特別手当とする。

2 本俸は月額とし、下記の範囲内で会長が別に定める。

月額	年額
1,250,000円	15,000,000円
1,200,000円	14,400,000円
1,150,000円	13,800,000円
1,100,000円	13,200,000円
1,000,000円	12,000,000円
950,000円	11,400,000円
900,000円	10,800,000円
850,000円	10,200,000円

(注)上記の金額は職員に準じて勤務する役員について該当する。それ以外は勤務日数に応じて算出した金額とする。但し、下限は月額500,000円とする。

3 特別手当は、協会の業績に応じて支給する事がある。

4 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給する事ができる。

- 5 報酬支給対象の役員でも、理事会の承認を得て他の団体等の職務を兼務することができる。

(通勤手当)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に順じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第7条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第8条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

- 2 前項に規定する勤務1日あたりの報酬額は、本俸月額を当該月における所定労働日数で除した額とする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければ実施することができない。

< 附則 >

この規程は平成19年6月8日から施行する。

この改訂規程は平成20年5月13日から施行する。